

受付番号	1	受付月日	6月12日
		午前・午後	2時37分

東郷町議会議長 箕浦克巳 殿

東郷町議会議員

議席番号 14番 氏名 門原武志 ㊟

議 案 質 疑 通 告 書

平成30年第2回東郷町議会定例会に提出されている議案の次の事項について質問したいので通告します。

記

No. 2 - 1

議案番号	質 問 要 旨
議案第43号	<p>東郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>1 条例改正の背景について</p> <p>(1) 条例改正の理由として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が挙げられているが、政府は基準改正の背景として「平成29年の地方からの提案等に関する対応」（平成29年12月26日閣議決定）において、放課後児童支援員の基礎資格等について、「一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大すること」としている。放課後児童支援員の資格の基準を緩和する条例改正か。</p> <p>(2) 基準を緩和するためだとすればその理由は何か。政府は「放課後児童クラブの経営状況等に関する調査によりますと、職員の一人当たり給与は、月給払いのもので年額270万円」、「この背景には、放課後児童クラブの職員の7割程度を非常勤職員、パート、アルバイトが占めていることがあるものと考えております」と国内での実態を示し「人件費単価の増額や、勤続年数や研修実績等に応じた新たな処遇改善の仕組みの導入などを行い、職員の処遇改善に取り組んでいる」（衆議院地方創生に関する特別委員会 平成30年3月16日）との考えを示したが、処遇が悪いために人員の確保が難しいからではないか。東郷町での職員の確保の現状及び職員の処遇の実情の説明と、職員の処遇改善の考えについて伺う。</p>

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

議案番号	質 問 要 旨
	<p>2 第10条第3項で定める放課後児童支援員の基準に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を新たに加えることについて</p> <p>(1) 現条例第10条第3項にある9つの基準を満たさずに、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者」になるということは想定できるのか。</p> <p>(2) 現に東郷町で放課後児童支援員となっている者で、この条例改正を行わなければ、東郷町での放課後児童健全育成事業に従事できなくなる者はいらぬのか。</p>

(注) 要旨は、具体的に記載すること。